

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

秦 野 市

1 促進計画の区域

別紙「促進計画区域図」に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 南地区

(1) 現況

本地区は、田・樹園地が少なく、畑が非常に多い地域で、渋沢丘陵の暖傾斜地とこれに連なる平坦地に畑作地帯が形成され、露地野菜・野菜・酪農・施設園芸が主となっている。市街地には大型直売施設「じばさんず」があり、地産解消の拠点となっている。地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 北地区

(1) 現況

本地区は、田が少なく、畑・樹園地が多い地域で、丹沢山麓の山間傾斜地は茶・露地野菜が中心となっており、これに連なる平坦地は施設園芸・露地野菜が中心となっている。また、表丹沢野外活動センターでは、都市住民との触れ合いが活発化し、環境農業の取り組みが期待されている。地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 大根地区

(1) 現況

本地区は、田が多く、畑が少ない地域である。また、経営耕地面積が多い地域でもある。金目川流域の水田地帯、平坦地に施設園芸、露地野菜及び水稻が行われて

いる。地域において水路等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 鶴巻地区

(1) 現況

本地区は、田が多く、畑が少ない地域である。また、経営耕地面積が多い地域でもある。大根川・善波川流域の水田地帯に露地野菜、水稻、養豚及び集団化された花きの温室団地が整備されている。地域において水路等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 西地区

(1) 現況

本地区は、田が少なく、畑が多い地域である。また、経営耕地面積が多い地域でもある。渋沢丘陵周辺の地区では、地場野菜を使用した漬物の生産・直売に積極的に取り組んでいる。また、堀西・堀山下地区は、施設園芸、露地野菜が中心で、さらに県立秦野戸川公園を核とした観光農業の取り組みも活発化している。地域において農道等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農地等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 上地区

(1) 現況

本地区は、田が少なく、樹園地が多い地域である。また、経営耕地面積が最も少ない地域でもある。山間部の畑作地帯とこれに連なる平坦地の畑作地帯に小規模な谷戸田が混在している。施設園芸、茶及び酪農に普通作を組み合わせた複合経営が主となっている。地域において農道等の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。また、環境負荷の軽減に配慮し

た農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農地等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	北地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
③	大根地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	鶴巻地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	西地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	上地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。